

令和7年 労働災害発生状況一覧表(林業)

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間帯	年代	経験年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
1	玉切	飛来物・落下物	山林	R7.1.24	8	40	1年～10年未満	チェーンソーで玉切り作業をしようした作業員Aの斜め下方で、被害者Bが集材作業を行っていた。このため、作業員Aは被害者Bに退避を指示し、退避確認後に玉切り作業を行った。しかし、被害者Bは、玉切りした丸太が下方に転がったことから、その丸太から他の立木を守ろうとして、その丸太に接触・負傷した。	右脚脛骨高原骨折 [3ヶ月]	・退避を確認したとはいえ、上下作業になってしまった。 ・経験が浅い作業員Bへの安全指示の不徹底（念押し不足）。	・作業計画を作業員全員で共有する。 ・安全確認の徹底する。
2	かかり木	飛来物・落下物	山林	R7.1.27	10	20	1年～10年未満	被害者が、チェーンソーで枯木を伐採したところかかり木となったため、手で押したところ、自身の方向に倒れてきた。避難行動をとったが間に合わず負傷した。	背中打撲 [14日]	・自己判断による誤った対応 ・退避場所の確保不足	・牽引具による適切なかかり木処理の徹底する。 ・避難場所を確保するとともに、避難の支障となる物はあらかじめ除去する。
3	集材	架線	山林	R7.2.20	10	20	1年～10年未満	(被害者に記憶がないため現場状況からの推測) 作業員Aは、ウインチ付重機の操縦をしていたが、繊維ロープの張力が外れたため、無線で被害者Bに呼びかけたが応答がなかったため確認したところ、切れた繊維ロープが首に巻き付いた状態で倒れている被害者Bを発見した。 被害者Bは、荷掛け作業をしていたが集材木が切株に引っ掛かったため集材木に接近。そのタイミングで繊維ロープの破断し、首に繊維ロープが巻き付いたと推測される。	頭頸部外傷 [2日]	・張力がある状態の繊維ロープに近づいてしまった。	・張力のかかった状態のロープには近づかない。 ・使用する繊維ロープの耐久性を確認し、定期的に交換する。 ・繊維ロープの特性、適切な使用方法、危険性について教育を実施する。
4	かかり木	飛来物・落下物	山林	R7.2.25	12	70	20年～30年未満	チェーンソーで枯木を伐採したところ、かかり木となった。かかり木処理をする為に周囲の片づけをしていたところ、かかり木が外れ接触・負傷した。	頭蓋部打撲 [2週間]	・かかり木が動く可能性があるのに、安易に近づいてしまった。	・かかっている木は、いつ落下するかわからないので、その下や周辺での作業を行わない。 ・事前に作業エリアを整理をしておく。
5	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.3.11	11	20	1年～10年未満	間伐作業中、つるがからんでいたスギの末木（直径10cm、長さ80cm程度）が頭部に落下し直撃した。	脳震盪、頸椎捻挫 頭部 [7日]	・伐倒木に落下する恐れの枯死を見極めていなかった ・作業前につるがらみや伐倒木の上部・周囲確認を怠った ・退避不足	・伐採作業前は周囲状況を確かめ、つるがらみや枯死等落下の恐れがないか見極める。指差呼称の徹底。
6	移動	転倒	山林	R7.4.8	9	50	10年～20年未満	チェーンソーでの伐採作業中に、樹幹が大きく（3m程度）裂けあがったため退避行動をとった。その際にバランスを崩し左手を地面に強打した。	左手の骨折 [2～3ヶ月間]	・予想外の裂けあがりが生じたため、慌てた避難行動になった。	・伐採作業に先立ち各方面から十分に観察・検討する。 ・伐採による影響が分からぬ場合には、他の作業員にも相談する。 ・樹冠や樹幹の動きを確認しながら、伐採作業を行う。
7	かかり木	飛来物・落下物	山林	R7.4.23	10	50	10年～20年未満	間伐作業中、伐倒したカラマツ（胸高直径φ15cm、樹高15m）がナラ（φ16cm）に天秤の様に引っ掛けたため、ナラの木を倒して処理しようとしたところ、引っ掛けたカラマツが落下し頭と背中に激突した。	胸椎骨折 胸椎 [3ヶ月]	・かかり木処理の禁止行為を行った ・カラマツが予想外に落下した ・小径木だったため安易に作業を行った	かかり木の禁止行為を行わないよう徹底し、ロープ等で引き倒すなどしてから作業を行う
8	玉切	跳ね返り	山林	R7.5.2	9	40	10年～20年未満	チェーンソーで玉切り作業を行っていたところ、材木の跳ね返りで体が押され腰を負傷。玉切りしていた木は、曲がっておりテンションが掛かった状態であった。	腰椎骨折	・テンションが掛かった木を、長材で処理しようとしたため、跳ね上がりが予想の規模以上に大きかった。 ・作業開始直後だったので、体が固かった。	・重機を利用して負荷が掛からないように玉切りを行う。 ・木の状況を観察し負荷を取り除いてから作業を行う。 ・作業開始前には体操やストレッチを十分に行う。
9	集材	その他	山林	R7.5.22	12	30	1年未満	昼休みに、体がだるく感じられたため、体調の異変を班員に伝えて、病院に連れて行ってもらい熱中症と診断された。初夏で、体が、暑さに十分に慣れていない状態であった。	休業 [1日]	・熱中症対策が出来ていなかった。 ・熱中症の指導不足であった。	・熱中症に関する教育を徹底する。 ・熱中症対策資材（スポーツ飲料や塩タブレット、吸水性のあるTシャツ）の支給時期は、気象状況を踏まえて行う。
10	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.6.7	8	70	50年～60年未満	チェーンソーで栗の木を伐採した際、伐採対象とは別の木（樅）も倒れ、被害者に接触した。 接触した樅の木には葉が付いていたが、被害者の位置からは見えない面に腐朽（規模：高さ約2m）があった。このことから、被害者は、倒れた樅の木を健全な状態と判断した可能性がある。 なお、樅の木は根元から倒れていたことから、伐採した栗の木の枝が樅の木に引っかかり、その影響で倒れたものと推察される。	死亡	・周辺木の異常を発見できなかった。 ・枝のかかりを予測できなかった。	・伐採前に、作業範囲内の見回りを行う。
11	忌避剤散布	その他	山林	R7.6.7	11	20	10年～20年未満	背負い式噴霧器（15ℓタンク）にて忌避剤散布作業中、移動していたところガラ場で足元が滑り右足首を捻って負傷した。	右足首骨折 右足首 [4ヶ月]	・足元の確認不足 ・タンクを背負っていたため体勢を戻しにくかった ・ガラ場で足場の状況が悪かった	周囲の状況を確認し、歩行は十分注意する また、現場状況に適した履物を選ぶ
12	移動	虫・動物	山林	R7.6.9	12	20	1年未満	山林内の調査を終え通勤車に戻った時、右足太ももに違和感があり確認したところマダニに噛まれていた。	虫刺され 右足 [1日]	地下足袋の足首回りの隙間から侵入したと考えられる	・長袖、長ズボン、履物は足全体を覆うものを着用する。 ・入山前に、マダニ対策スプレーを、靴や腕、足元に念入りに塗布するとともに、効能が持続するように休憩時にも塗布する。
13	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.6.12	13	60	20年～30年未満	高所作業車を使用し、地上約3mの高さでトップハンドルチェーンソーによる枝落とし作業を行っていた。使用していたチェーンソーは、本来、両手で確実に保持して操作することが求められる機種であったが、枝がチェーンソーの振動で揺れて伐採作業が困難であったこと、また伐採枝を自然落下させず安全な位置に誘導する必要があったため、やむを得ず、利き手ではない左手のみでチェーンソーを操作し、右手で枝を保持しながら作業を行った。 その際、枝元が跳ね返り、その勢いでチェーンソーが右前腕部に接触し、裂傷を負った。	右前腕部裂傷 [4日以上]	チェーンソーの基本姿勢が保てない状況で作業を行った。	・チェーンソー作業における片手操作の禁止。 ・チェーンソー作業時の基本姿勢の徹底。 ・片手作業が必要な場面では手ノコを使用する。
14	移動	その他	山林	R7.6.17	14	50	20年～30年未満	測量を終え林内を歩行中、板に打ち付けてある五寸釘を踏み、林業用長靴を貫通し左足裏に1cm程度刺さった。	刺創 左足裏 [0日]	・釘の刺さった板が放置してあった ・枯葉に埋まっていて釘に気付かなかった	建築廃材の上は歩かないようにする。
15	玉切	飛来物・落下物	山林	R7.6.26	10	20	1年～10年未満	作業道開設のための支撑木伐倒作業中に発生した労働災害。 被災者は、傾斜約30度の斜面において、伐倒木（マツ、樹高約20m、胸高直径約40cm）をチェーンソーで造材（玉切）するため、伐倒木の上部（山側）で作業を行ったが、切断に至らなかった。そのため、伐倒木の下部（谷側）に移動して作業を継続したところ、切断された木が滑り落ち、被災者に衝突したものと推察される。	骨折（骨盤、あばら骨、背骨）、内臓圧迫 [4日以上]	・伐倒木を造材しなくても済むように、倒す方向を事前に決定しておくべきだった。 ・伐倒木が造材（玉切）時に滑り落ちないよう、適切な対策を講じなかった。 ・伐倒木の下部（谷側）で、造材（玉切）を行ってしまった。 ・伐倒木の下部（谷側）で切断する際のリスクを十分に理解していないかった。	・谷側からの玉切りは禁止する。 ・安全に作業できる方法を検討する。 ・経験年数の少ない技術者は、指導者クラスに助言を求める。 ・自信のない作業では、指導者クラスに助言を求める。
16	伐採	林業機械	山林	R7.7.16	15	20	1年～10年未満	草刈り作業中、太めの灌木除去のため急速チェンソーを準備し、直径約8cmの広葉樹を左側からチェンソーをあて右方向へ伐ったところ、キックバックが発生し、左膝を負傷した。	切創 左膝 [13日]	・防護ズボンを装着していないかった ・予期しない灌木があった ・安易に処理できると思った	・保護具（ヘルメット、防護ズボン、防振手袋、耳栓（イヤマフ）、保護眼鏡等）を正しく着用することを徹底する。 ・キックバックを防ぐ方法（ガイドバー先端部で切らない、障害物を当てない）を定期的に指導する

令和7年 労働災害発生状況一覧表(林業)

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間帯	年代	経験年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
17	下刈	虫・動物	山林	R7.8.4	7	20	1年～10年未満	被害者が、1m程の高さの雑草が生えた山林で下刈り作業中、誤って蜂の巣を刺激してしまい刺された。	蜂刺され〔3日〕	・事前にハチの巣の点検を行わなかった。 ・ハチに刺された後に、10分程度様子をみて作業を再開した。 応急処置（ハチ毒吸引）は行わなかった。	・作業前にハチの巣の点検を行うようにする。 ・作業中に蜂を確認した際は、作業をいったん止め周辺の様子を確認する。 ・空調服を着用するなどして、刺されるリスクを軽減する。 ・ハチ毒等の吸引機を常備する
18	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.8.20	12	30	1年～10年未満	枯木の伐採作業中、枯木の上部が突然折れて落下し、被災者の頭部付近を直撃した。被災者は頭部を防御しようと右腕を上げた際に、右前腕部を強打し負傷した。	右前腕骨折〔3ヶ月〕	・枯木がもろく折れやすくなっていた。 ・足元斜面の傾斜が急で、退避ができなかった。	・伐倒する対象を作業前によく観察する。 ・十分な距離離れた退避場所と、経路を確認したうえで作業に掛かる。 ・退避場所が確保できないようであれば、伐採対象から外す検討をする。
19	伐採	虫・動物	宅地	R7.8.22	8	30	1年～10年未満	被害者が、庭木を伐採するにあたり、その周辺の藪をチェンソーで伐ったところ藪の中にアシナガバチの巣があり刺された。	蜂刺され〔1日〕	・事前にハチの巣の点検を行わなかった。 ・ハチ防護服を着ずに作業した。 ・ハチに刺された後に、吸引機を使わずに口で毒を吸い出した。	・作業前にハチの巣の点検を行うようにする。 ・ハチに刺された場合の応急処置の仕方を周知する。 ・ハチの巣があれば除去してから作業を始める。 ・ハチ毒等の吸引機を常備する。
20	下刈	虫・動物	山林	R7.10.3	14	20	1年～10年未満	草刈り作業中、笹原の蜂の巣の存在に気付かず蜂に両腕、背中を數か所刺された。	蜂刺され〔1日〕	・笹裏、切り株に蜂の巣があったため ・蜂の巣の存在に気付かなかっため	・作業前にハチの巣の点検を行うようにする。 ・ハチに刺された場合の応急処置の仕方を周知する。 ・吸引機を常備する。
21	移動	その他	山林	R7.10.7	11	40	10年～20年未満	藪を鉈で刈りながら移動中、岩から飛び降りた際に右手に持っていた鉈が太もも（膝蓋上部）に接触し負傷した。	切創 右大腿部（膝蓋上部）〔0日〕	・鉈を鞘に納めず岩から飛び降りたため	・鉈は使用しないときは、鞘に納める
22	移動	その他	山林	R7.10.8	16	20	1年～10年未満	支障木（約13kg）を持って、急斜面や悪路を移動したことにより右足親指の付け根付近に痛みが発生した。	右母趾種子骨骨折 分裂種子骨〔11日〕	・重量物（約13kg）を継続して運搬移動し足に負荷がかかったため。	作業前にはストレッチを行い、予防に努める。 クッション性のあるインソールを使用する。
23	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.10.15	11	50	20年～30年未満	支障木処理作業中、小径木（ヒノキφ16cm）を安易に斜め切りを行ったところ、切断した支障木の上部分が落下し左足甲に当たり負傷した。	脱臼骨折 左足リス フラン関節〔2～3ヶ月〕	・小径木だったので、安易に処理しようとしたため。	・安全に退避できる場所を必ず選定し、周囲の障害物や地形を確認する。 ・伐採する木の傾斜、周囲の状況などを十分に観察したうえで、胸高直径が20cm未満であっても、必要に応じて受け口・追い口を作成し、安全性を確保する。
24	伐採	虫・動物	山林	R7.10.22	9	60	20年～30年未満	風倒木を処理中に蜂（オオスズメバチ）の存在に気付いて20m程退避したのち、被害防止のため、蜂の興奮状態を観察しながら巣から5～6m程離れた場所で危険区域目印のオレンジテープを張っている時に刺された。しばらくして顔が熱くなり、異常を感じたので下山して班員と合流。 事務所を通じて緊急要請し救急車により搬送された。なお、搬送時は意識を失っていた。	蜂刺され〔7日〕	・5～6mの距離があれば襲ってこないだろうと甘く考え作業した。 ・健康診断で蜂のアレルギー反応が無かったので、軽く考えていた。	・今回の災害と蜂の危険性について全職員に周知する。 ・危険区域の表示テープは十分な距離をとって張るようにする。 ・風倒木や枯れ木などのある所には、蜂が巣をかけている事が多いため、近くで蜂を見たら注意し、班員にも知らせるようにする。 ・蜂アレルギー反応の無い人も、医師の診断を受けてエピペンを常備する。 ・災害時の搬送方法について、再度、話し合いを行い、より早く搬送出来るように周知徹底を行う。
25	伐採	林業機械	山林	R7.11.13	15	30	1年～10年未満	急斜面（勾配30°程度）で雨に濡れた雑木（直径7cm、高さ1.5m程）を伐採しようとしたところ、伐採目標の木の表面でソーチェーンが滑り、その振動で体のバランスを崩し、チェーンソーのフロントハンドルから左手が外れ、左肘が地面についた。その瞬間、右手に持っていたチェーンソーが左の手の平に向き、回転するソーチェーンにより左の手の平を6cmほど切った。	左手の平の損傷〔0日〕	・刃の劣化により、ソーチェーンが木の表面をすべて被災した可能性が高い。 ・雨天の翌日における作業であったが、負傷した時間帯はお昼を過ぎており、当日の天気は晴天であったため、伐採目標の雑木が濡れているなどの確認を怠っていた。 ・作業場所は、急斜面かつ伐倒後の他の木が乱雑に置かれていたため、逃げ場が少なく体のバランスが取りづらい箇所であった。	・使用器具のメンテナンスをこまめに行う。 ・急斜面での作業では、足下の整理を行い、両足が完全に接地していることを確認した上、逃げ場の確認を行ってから作業を行う。
26	伐採	林業機械	山林	R7.11.20	10	30	10年～20年未満	被害者は玉切りを行うために、チェーンソーのエンジンを吹かしながら接近したところ、ガイドバーの先端が伐倒木に接触しキックバックが発生、顔面（左上脣）にソーチェーンが接触し被災した。	左上脣の切創〔0日〕	・チェーンソーのエンジンを吹かしソーチェーンを回転させながら伐倒木に近づいた。 ・ガイドバー先端部の位置を確認していなかった。	・鋸断できる体勢が整うままで、ソーチェーンは回転させない。 ・ガイドバー先端部が触れないよう位置を確認する。 【チェーンソー取扱い作業指針（抜粋）】 4 チェーンソーの使用上の注意 (3) 移動の際はチェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空回転を極力避けること。
27	移動	その他	林道	R7.11.21	8	20	1年～10年未満	作業現場へ向けて各車両が約15m間隔で走行中、被災者が運転する車両は、露出した岩を避けた際に石または轍にタイヤを取られ、法面（高さ約2.5m）へ逸脱。法面上を約10m走行したのち、車両が1回転し、平地で停止。なお、事故に遭った車両には被災者のみが乗車。	左肩甲骨に若干の傷み〔0日〕	・若年層が1人で運転していた。	・若年層は1人で運転させない、同乗者を必ず乗せること。 ・同乗者は可能な限り先輩職員であること。 ・路盤の状況を確認しながら運転すること。 ・スピードを出し過ぎないこと。
28	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.11.26	9	40	20年～30年未満	間伐施業地において、被災者が立木を伐採した際、伐倒した木が隣接する立木の枝に接触し、枝（太さ約5cm、長さ約2～3m）が折れて落下。これが被災者の頭部に衝突した。 衝撃でヘルメットが外れ、転倒時に右額部を打撲し、さらに近くの切り株に左脇腹をぶつけた。	頭部挫創、左肋骨骨折〔11日〕	・伐採作業開始前に、伐倒方向の立木や周囲の状況を十分に確認せず、支障なく倒れると判断し退避場所も確保していないかった。このため、折れた枝が自分に向かって落下するという事態に対応できなかった。 ・イアーマフ部と後頭部で固定されるヘルメットの構造を過信し、額紐の締め方が緩かったことから、衝撃時にヘルメットが外れた。	・「上、ヨシ！」「まわり、ヨシ！」「退避場所、ヨシ！」など、指差し呼称を徹底し、安全確認を確実に行う。 ・周囲に支障となる立木等がある場合は、伐木の順序を変更するなど、その場で適切な作業方法を検討する。 ・伐倒完了までの状況を事前に想定し、倒れきるまで伐倒木から目を離さないこと。 ・ヘルメットの額紐を適切に締めるなど、安全装備が確実に機能するよう正しく使用し、作業前に装備の異常がないか点検する。